

製品・サービスのリスクと補償の概要

製品・サービスの補償

- ・①が一般的な総合賠償保険の内容です。(海外 PL も含めて)
- ・② ④ ⑤の補償が不足していませんか、③の変更に対応できていますか？
- ・最終製品に組込まれて海外で使われていませんか(補償範囲を全世界まで拡大可)
海外に輸出、流出、現地子会社がある場合などは要対応です。

		偶発の事故により発生した損失	
対人・対物事故	① 総合賠償・PL	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の工場内でメンテナンス作業中ショートさせてラインを止めた ・業務で歩行中、前方不注意で老人の自転車を転倒させてしまい相手が骨折した 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入した製品の制御システムが不正アクセスにより誤作動して他人にケガをさせた(火災が発生した)
		<ul style="list-style-type: none"> ・組み込み部品の不良により、完成品から出火して顧客の建物を焼失 ・製造ラインの一部として納入した製品の不良により客先工場を焼失 ・組込んだ部品の不良により、客先の製品で不良品発生 	
経済的損失	② E & O	<ul style="list-style-type: none"> ・組み込みソフトウェアの不具合で納入先の製造ライン停止 ・製品や部品の不良で、納入先で完成品の製造ができず休業 ・製品の約束された性能が不足した事により、納入先で生産数が減り減益 ・製品や部品の不良で、顧客のサーバーがダウンしてデータが損傷(コネクタの不良でサーバーがダウン等) ・製品や部品の不良で、検品、回収、再納入等の費用が発生 	<p>2021 年後半まで</p> <p>この部分の補償が不</p> <p>③ 2021 年後半以</p>
サイバー攻撃による損失	④ サイバー保険	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー事故があった際に緊急対応するための緊急対応費用(コンサルタント費用や原因調査を行うためのフォレンジック費用) ・必要に応じて <ul style="list-style-type: none"> ・広報サービス ・コールセンター設置 ・見舞金等・賠償金 ・データ復旧 ・サイバー恐喝対応 ・クレジットモニタリング ・弁護士相談費用 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入した製品の制御システムが不正アクセスにより誤作動して他人にケガをさせた(火災が発生した)
回収	⑤ リコール	<ul style="list-style-type: none"> ・販売した製品が不具合で発火する事故が発生した(発生するおそれ) 為、回収費用が発生した 	

サイバー対策

○現状・問題点（わからないが多すぎる）

- ・狙われる所、脆弱性、防御方法等ほとんどがわからないことばかり。
- ・攻撃手法の変化が激しく、従来の防御技術では対抗できない。
- ・セキュリティ専任担当者、対応システムの導入費用の制約がある。
- ・従業員へのセキュリティ教育の実施も 100%防御は不可能で限界がある。
- ・言葉の壁で相手の要求がよく理解できない、まして交渉もできない。
- ・攻撃を受けた時、どこに連絡・依頼するのか、どう対応するのかわからない。 等々

一般的に求められる対策

- ・ ウイルス対策ソフトの導入
- ・ パスワードの強化
- ・ 基本的な予防策の教育
- ・ OSやアプリを最新版にアップ
- ・ UTM、ログ管理システム等の導入
- ・ 脆弱性診断、セキュリティ診断
- ・ 専門チーム(少なくとも専門の従業員)の配置 など

○サイバー攻撃に対する対策と優先順位

- ① バックアップ（イミュータブル or オフライン）を取る。
- ② OS、ファームウェアを最新版にする、ウイルス対策ソフトの導入。
- ③ 多要素認証導入、パスワード強化と使い回し回避（できるだけパスコード化）。
- ④ フィルターのしっかりしたメールシステムに変更する。
- ⑤ セキュリティ診断、UTM・EPDの導入、セキュリティ教育等々。

（外部からのセキュリティ対策実施の評価に繋がる）

※できるだけ早いタイミングでサイバー保険に入る。

◆サイバー保険は「おそれ」で起動するものを

事故発生時の「おそれ」の段階から原因の特定や被害を最小化するための対応ができます。

◆サイバー対策に保険を使うメリット

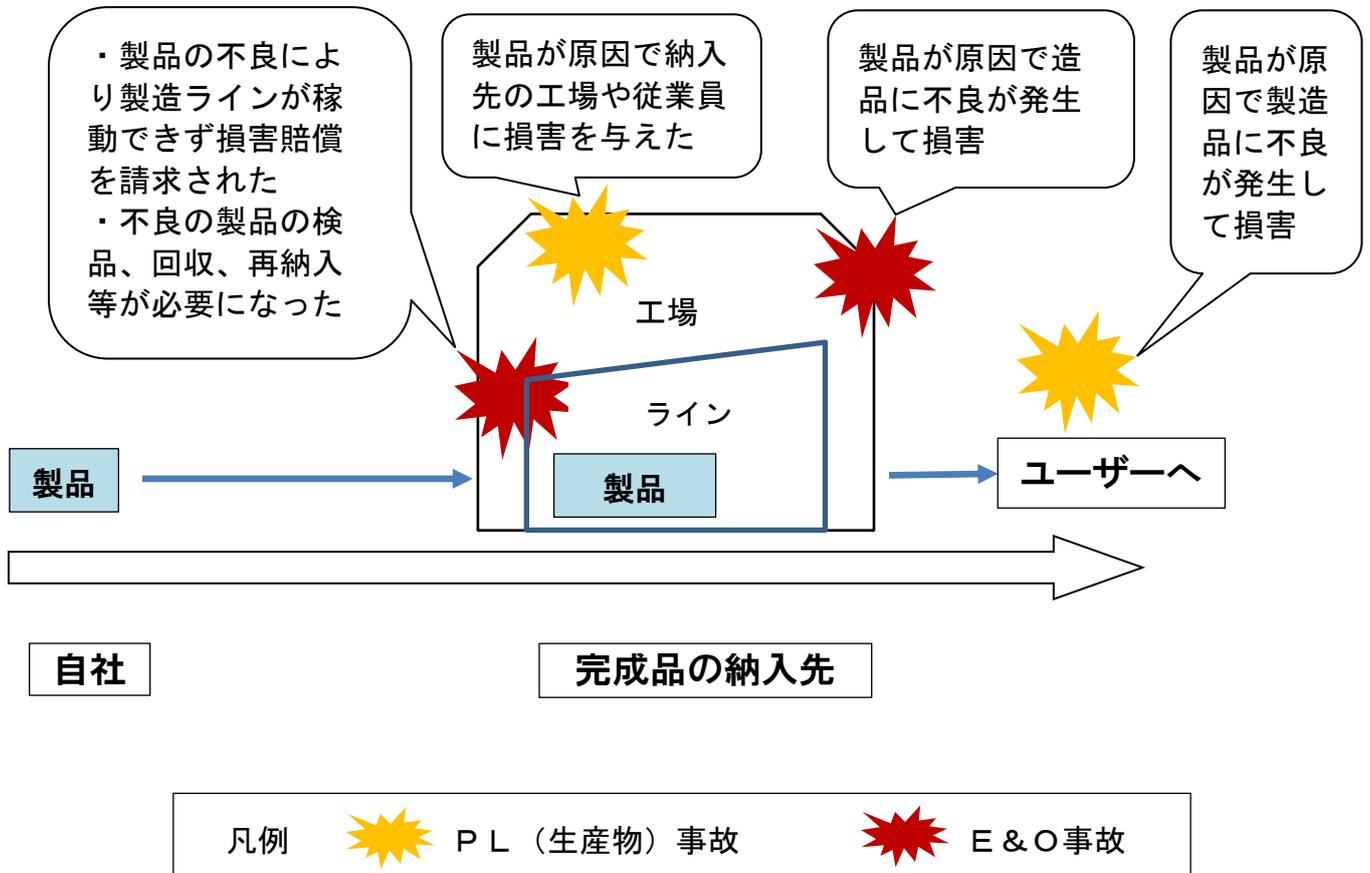
- ・ 対応は専門性が高く、費用的にも普段から準備・契約しにくい。
サイバー攻撃に対応するにはIT・サイバー・法務・損害賠償・広報等の通常のIT・セキュリティ業務とは全く違う専門性が必要です。またいつ発生するかわからないサイバー攻撃に備えて、調査費用や対応費用などをあらかじめ予算に組み込むのは難しい事となります。
- ・ サイバー専門業者に依頼することで対応時間が短縮できる可能性大。
早期復旧、一般的に時間が短く済めば、対応費用も休業損失も安くなります。
- ・ 必要に応じて複数の専門業者の手配とその費用の支払いを確保できる。
事故の調査やリカバリー対応を躊躇なく迅速に開始することができ、被害の深刻化を防止することが期待できます。
- ・ 保険は費用対効果がよく、契約すればすぐに効果が出る即効性がある。

製品・サービス提供によるリスクの内容と補償

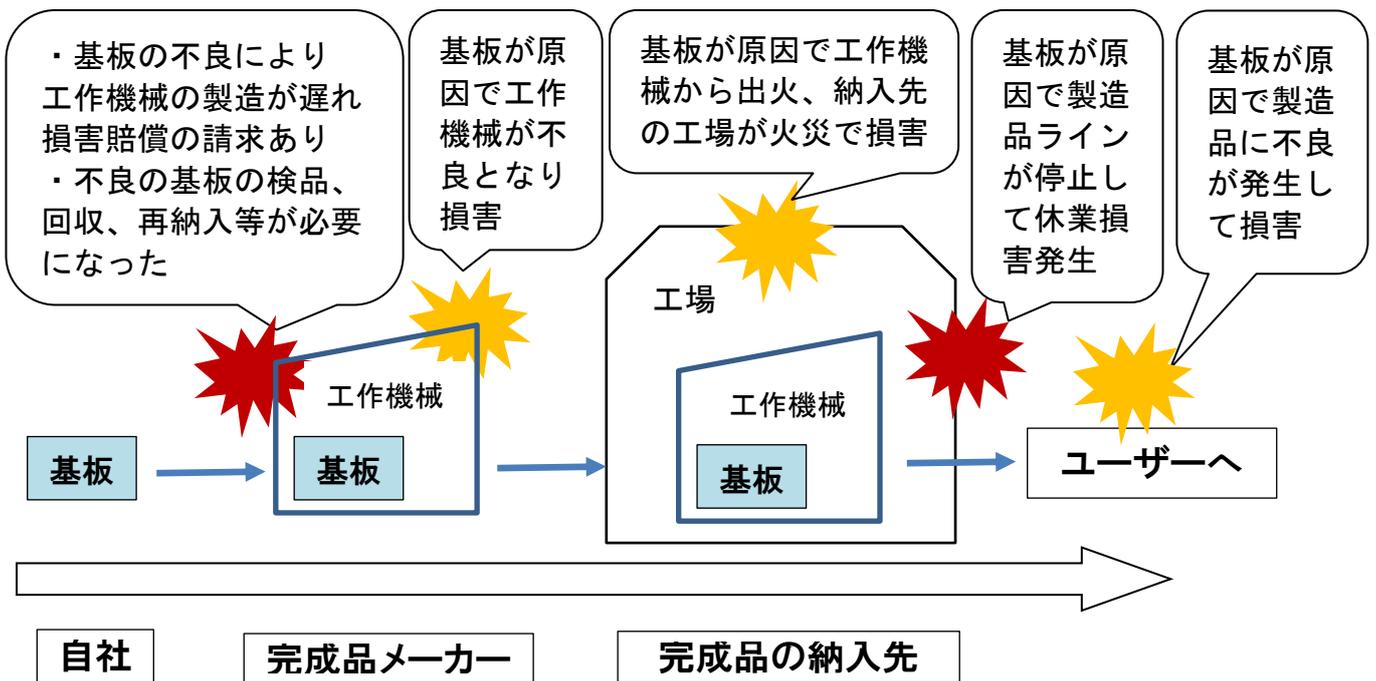
		国内	海外	
業務遂行	<p>業務遂行 (①CGL)</p> <p>作業やサービスの提供中の対人対物事故による損害賠償</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客の工場内で作業中、誤ってショートさせて、ラインを止めてしまった。 	<p>一般的な賠償責任保険の補償範囲</p>	→	
	<p>生産物賠償 (①PL保険)</p> <p>製造販売した製品や、作業やサービスの結果生じた対人対物事故による損害賠償</p> <ul style="list-style-type: none"> 納品した部品に欠陥がありその部品から発火して、顧客先や顧客の販売先の人や物に損害を与えた。 納品した部品に欠陥があり、その部品を組込んだ製品が不良品となり、損害賠償を請求された。 		→	
製品の補償	<p>業務過誤・性能不発揮(②E&O)</p> <p>製造販売した製品や、作業やサービスの不備により生じた経済的損失に対する損害賠償</p> <ul style="list-style-type: none"> 納品した部品に欠陥があり、完成品の製造ができず休業が発生、その間の逸失利益を請求された。 納品した部品に欠陥があり、その部品を回収、検品、修理する費用が必要となった。 		<p>海外PL</p>	→
	<p>生産物回収(⑤リコール保険)</p> <p>製造販売した製品の不具合により、PL事故が発生した場合や発生するおそれがある場合に製品を回収する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売した電子機器が不具合で発火して類焼する事故が発生した為回収。 			→
サイバー	<p>サイバー攻撃(④サイバー保険)</p> <p>サイバー事故があった際、緊急対応するための緊急対応費用、必要に応じて各種専門対応費用、損害賠償金等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内のサーバーがランサムウェアに感染、原因調査、被害範囲の特定、復旧・再発防止の対応が必要になった。 	→		

製品に起こり得る事故の一例

◆自社製品が客先製造ラインの一部となる場合



◆基板を工作機械の部品として納入した場合



製品のリスクと対応する保険の実例

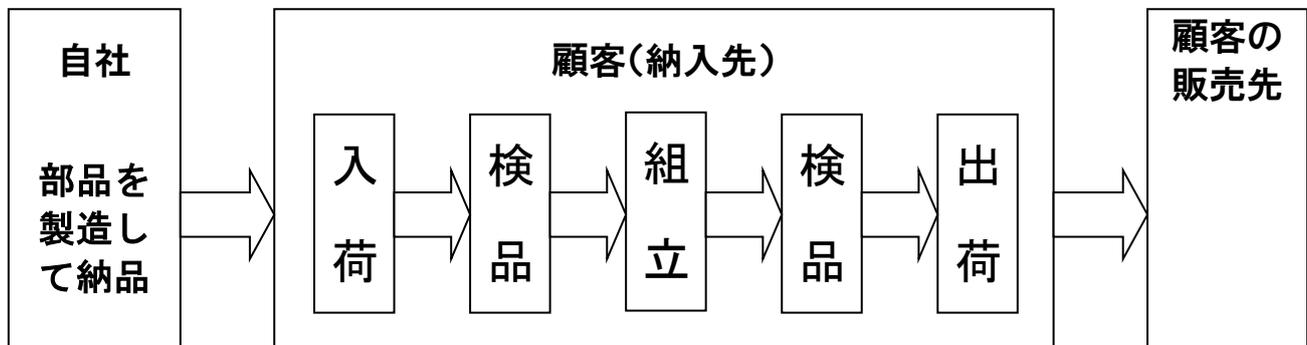
①業務遂行の実例イメージ

自社の社員が、顧客の工場内で設置やメンテナンスの為に作業をしていた場合

- ・作業中誤って工具を落として、他の機械に当たってラインを止めてしまった。
- ・移動中不注意で、顧客会社の従業員にぶつかってケガをさせてしまった。

製品補償の実例イメージ

製造業である自社が製造した製品を、顧客の製品に組込まれる部品として納品した場合



① P L 保険

納品した部品に欠陥がありその部品から発火して、顧客先や顧客の販売先の人や物に損害を与えた為に損害賠償を請求された。

⑤ リコール保険

販売した電子機器が不具合で発火して類焼する事故が発生した為回収。

② E & O 保険

納品した部品に欠陥があり、その部品を回収、検品、修理するのに時間がかかり、顧客からその間の逸失利益を請求された。

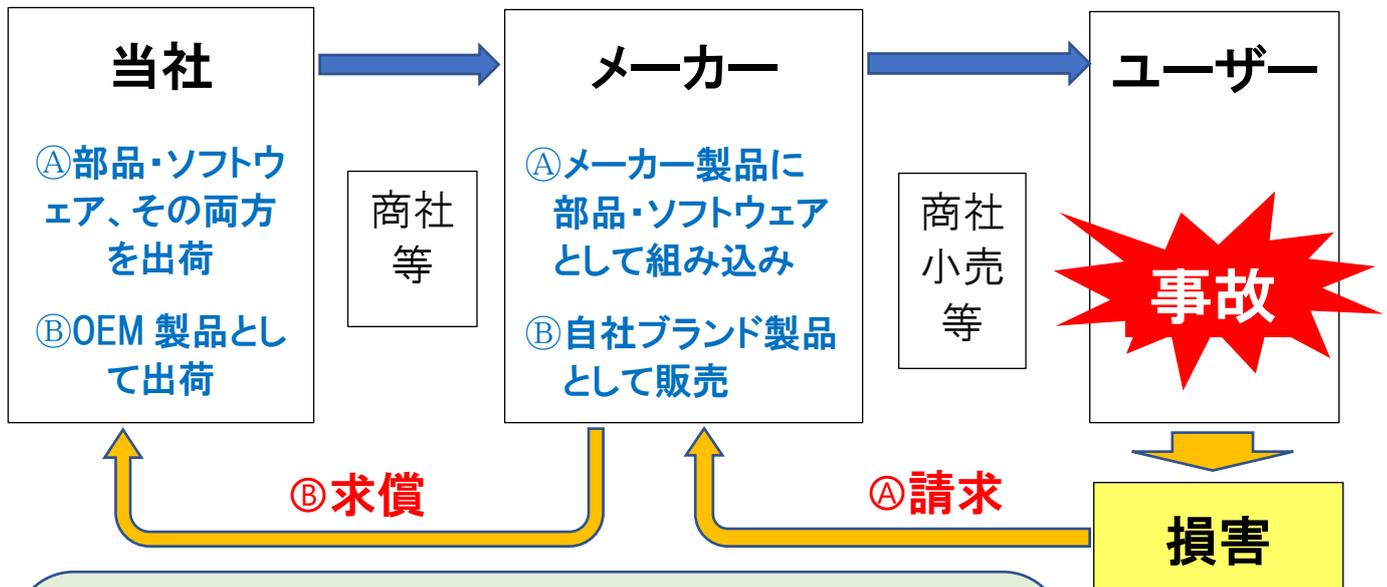
E&O 保険 製造業者損害防止追加費用特約

納品した部品に欠陥があり、その部品を回収、検品、修理する費用が発生した。

P L 保険 不良完成品担保特約

納品した部品の欠陥により、部品を組込んだ製品が不良品となり、損害賠償を請求された。

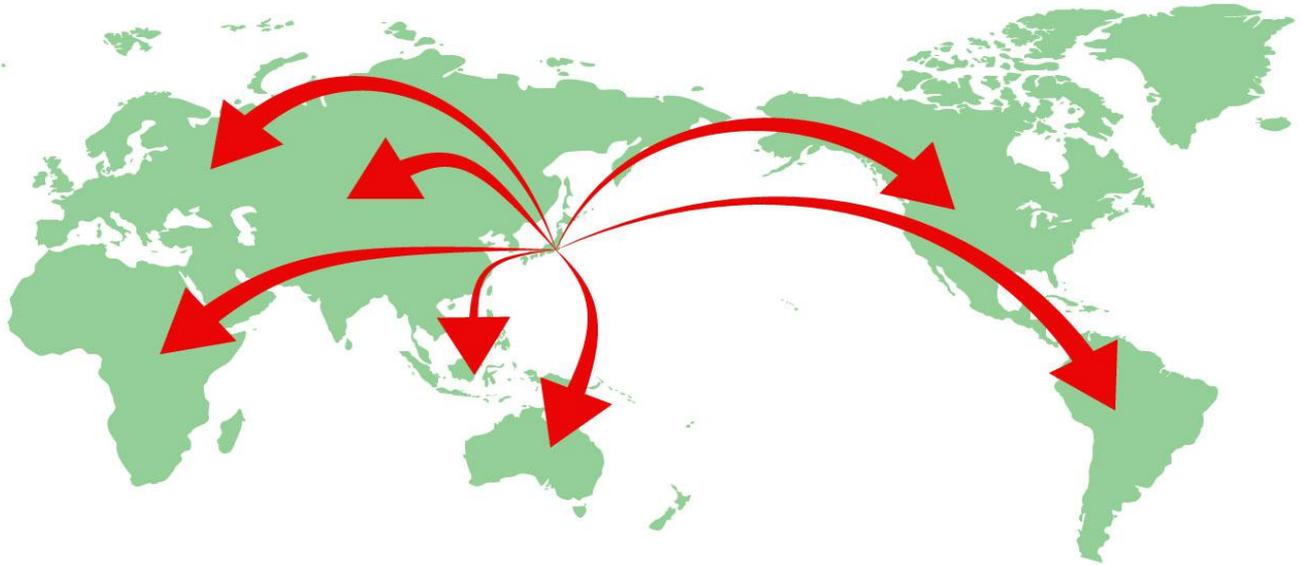
顧客先での事故でも請求される可能性が...



主な損害と保険対応

- ・火災・ショート・落下等による対人、対物損害
⇒ PL保険、リコール保険
- ・性能不発揮・作動不良（ソフトウェア単体含む）による
経済的損害 ⇒ E&O

- ①メーカー製品がPL事故を起こした場合、被害者はメーカーに対して損害賠償金を請求します。
- ②その事故の原因が
- ・当社の製造した部品やソフトウェアの不良
 - ・OEM製品での当社の製造不良があった場合など
- 一般的に①で請求され対応した被害者への損害賠償金を、当社が求償されることとなるでしょう。



◆直接または間接的に、製品やサービスが海外へ！

- ・海外へ流れる製品が多くなったが、その対応は？
- ・取引契約時に E&O 保険の付保を求められる事が増えてきた。
- ・海外に子会社があるが、その補償は？
- ・海外で提訴されたり、海外で起きた事故でメーカー等から求償された場合の対策は？
- ・海外は訴訟費用が高額？ 北米の懲罰賠償対応は？

◆背景として

グローバル化、ボーダレス化により海外に製品が出荷されます。直接海外に製品を輸出している場合はもちろんですが、注意が必要なのは、出荷している先は国内の取引先ですが、その製品を部品として組み込んだ他の製品として海外へ出荷される事が多くなった点です。

◆事例

- ・自動車のエアバッグの事故、対応した自動車メーカーは部品会社へ求償。
- ・大手工作機械メーカーが、納入業者に海外 PL 保険を加入依頼
(保険金額5億円)

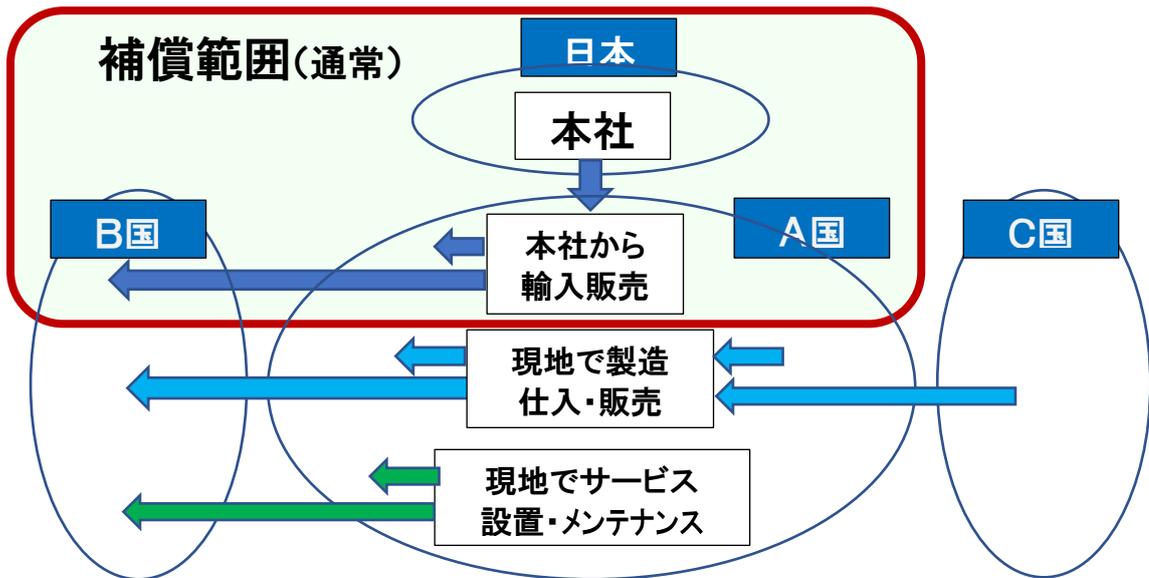
海外を含む製品・サービスの補償範囲とポイント

◆海外賠償保険の補償範囲

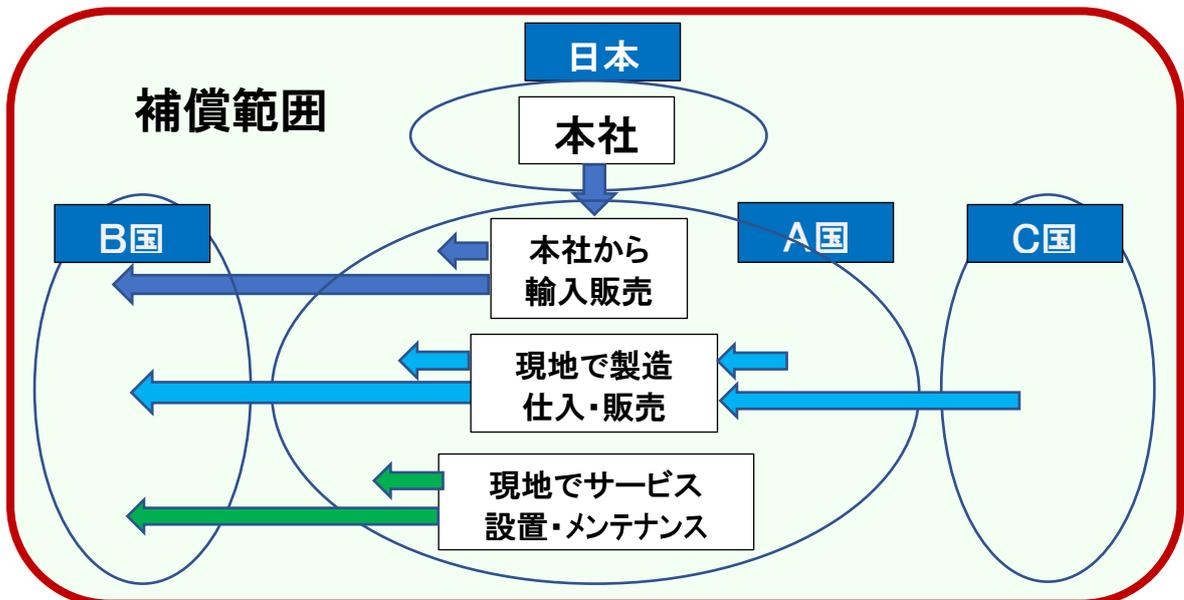
A国に現地子会社があると想定しています。

一版的な海外PL保険の補償範囲は①のようになり、基本的に日本から輸出した製品に対する補償となります。A国の現地子会社が現地や他国から仕入れたり、現地で製造した製品を販売したり、現地でメンテナンス等をする場合は、業務に見合う補償範囲にする必要があります。

①通常の海外PL保険の補償範囲



②必要な海外賠償保険の補償範囲



◆海外賠償保険のポイント

海外は国により法律や損害賠償のルールが違います。

(補償範囲、補償金額、高額な訴訟費用、懲罰賠償への対応等)

特に訴訟は提訴された国の法律と裁判所で行われる為、それらに対応できる保険商品とその設定が必要となります。